

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：葛飾区

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.8 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.9 %
全職員	84.7 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	98.5 %
本庁課長補佐相当職	96.8 %
本庁係長相当職	100.1 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.3 %
31～35年	91.7 %
26～30年	93.4 %
21～25年	95.1 %
16～20年	82.4 %
11～15年	80.8 %
6～10年	85.6 %
1～5年	90.3 %

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は70.3%。
・役職段階別の本庁部局長・次長相当職は、特定の職員の情報が推測し得るため非公表。
・勤続年数別6年～20年の差異は、職員の男女比は約5:5であるところ、男性に係長級以上の職員が多いためである。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

・会計年度任用職員については、月額支給の職員のみを調査対象としている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。